

## いわき市特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設）入所に関する指針

### 第1 目的

この指針は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）に基づき、いわき市内の特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設。以下「施設」という。）の入所に関する基準を定め、入所決定過程の透明化及び公平化を図り、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

### 第2 入所対象者

入所対象者は、介護保険法に基づく要介護認定により、次の①及び②のいずれかに該当する者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。

①要介護3から要介護5までの要介護認定者

②要介護1又は要介護2の要介護認定者で、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合（以下「特例入所」という。）

### 第3 特例入所の要件の判定について

(1) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、次のいずれかの事情を考慮すること。

①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、特例入所の入所判定が行われるまでの間に、施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）との間で情報共有等を行うこと。

その取扱いとしては、特例入所の申込みがあった場合、施設は、保険者市町村に

対し報告を行うとともに、入所申込者が特例入所の要件に該当するか否かを判断するに当たっての意見（以下「意見」という。）を適宜書面により求めることができる。

また、保険者市町村は、意見を求められた場合又は意見が必要と認められる場合は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員や相談員・医療ソーシャルワーカーなど入所希望者の生活状況等をよく知る者（以下「介護支援専門員等」という。）から居宅における生活の困難度の聴取内容なども踏まえ、施設に対して書面により意見を表明することができる。

#### 第4 入所の申込み

##### (1) 申込み方法

入所の申込みは、本人及び家族若しくは代理者（以下「入所申込者等」という。）が、いわき市特別養護老人ホーム入所申込書（第1号様式。以下「入所申込書」という。）に介護保険被保険者証の写しを添付して直接施設に申込みとする。この場合において、介護支援専門員等は、申込みに際して必要な援助を行うものとする。

なお、特例入所に係る入所申込みの場合には、入所申込者等は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてのやむを得ない事由について、その理由などの必要な情報を入所申込書に記載する。

##### (2) 入所申込者等に対する説明及び同意

施設は、入所申込者等に対して、指針の制度の目的及び入所順位の決定過程等の説明を行い、入所申込者等から同意書の提出を求めるものとする。ただし、同意書を求めることが困難な場合は、苦情として取扱い、第9の定めるところにより処理するものとする。

##### (3) 申込受付

施設は、入所申込書を受け付けたときは、入所申込受付簿（第2号様式）にその内容を記載し、整理しなければならない。

##### (4) 個別調査の実施

施設は、前号に定めるところにより整理した入所申込受付簿に基づき、個別状況調査票（第3号様式）により個別調査を実施しなければならない。

個別調査を実施する調査員は、入所申込みをした施設の生活相談員又は介護支援専門員があたるものとする。

##### (5) 申込事項の異動申出

入所申込者等は、入所申込みをした後に入所申込書の記載内容に異動が生じた場合は、申込みをした施設に申込事項の異動申出をしなければならない。

## 第5 個別状況調査一覧表の作成

個別状況調査一覧表（第4号様式）は、第3第4号の規定により作成した個別状況調査票に基づき、別表に規定する優先順位判定基準に従い、入所の必要性の度合いを点数化し、作成するものとする。

## 第6 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所の決定に係る事務を処理するため、合議制の入所検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置しなければならない。
- (2) 検討委員会は、当該施設の施設長、生活相談員、介護職員、看護職員及び介護支援専門員並びに第三者委員等をもって組織する。  
また、特例入所の入所判定をする際には、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について保険者市町村に意見を求めることが望ましい。
- (3) 検討委員会に会長をおき、当該施設の施設長をもって充てる。
- (4) 検討委員会は、会長が召集し、原則として四半期ごとに1回開催するものとする。ただし、急を要する場合は必要に応じて開催するものとする。
- (5) 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- (6) 検討委員会は、第4の規定により作成した「個別状況調査一覧表」の上位10名程度の者について、優先順位を決定し、優先入所対象者一覧表（第5号様式）を作成するものとする。
- (7) 検討委員会は、検討委員会の議事の内容を記録した議事録を作成しなければならない。作成した議事録（第3(2)の保険者市町村の意見を含む。）の保存期間は2年間とする。
- (8) 委員は、検討委員会において知り得た秘密を、正当な理由なく、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## 第7 入所者の決定

入所者の決定は、第5第6号による委員会の議を経て決定された順位に基づくものとする。ただし、施設長は、次に掲げる事由によりこの順位に依りがたい場合は、総合的に勘案して入所者を決定するものとする。なお、入所者を決定した場合は、決定事由を付して次回の検討委員会に報告しなければならない。

### 【入所決定に係る個別的状況】

- ① 空ベッドの性別（居室の男女別構成）
- ② 空ベッドの特性（認知症専用床等）
- ③ 入所対象者の状況等の変化

## 第8 特別な事由による入所

施設長は、次の各号のいずれかに該当するときは、検討委員会の議を経ず入所を決定することができるものとする。ただし、この決定をした場合は、施設長は、次の検討委員会に決定事由を付してこれを報告しなければならない。

- ① 施設が、災害や事件事故等により検討委員会を招集する余裕がない場合
- ② 老人福祉法に定められる措置委託及び、いわき市各地区保健福祉センターから緊急の要請があった場合

## 第9 申込取下げの取扱い

施設は、入所の意思を確認したにもかかわらず、入所申込者の都合により申込みの取下げあった場合は、入所申込取下書（第6号様式）を提出させ個別状況調査一覧表から削除するものとする。

## 第10 入所申込者の調査

施設は、入所申込受付簿に記載されている者から次の者を除き、入所申込みの継続意思並びに入所申込者及び介護者等の状況把握について、年1回以上実施する。

- ① 入所決定された者や申込取下げ・死亡等により削除された者
- ② 入所申込みから6月を経過していない者

## 第11 苦情処理

- (1) この指針に関する利用者等からの申込等に関する苦情の申出があり、当該施設において解決にいたらない場合は、いわき市長寿介護課及びいわき市各地区保健福祉センター介護保険窓口において取扱い、必要に応じて関係機関に連絡し処理するものとする。
- (2) 施設は、前号の規定に基づき連絡を受けたときは、所定の手続きによって処理するものとする。

## 第12 その他

- (1) この指針に定めのない事項は、検討委員会において協議し決定する。
- (2) 施設は、入所申込者の関係する市町村及び都道府県から入所検討委員会の議事録等の開示請求があった場合は、これに応じなければならない。
- (3) 入所申込者からこの指針の運用に関して説明を求められた場合は、入所申込者の入所決定の過程を説明するものとする。
- (4) この指針の改正に当たっては、いわき市並びに社会福祉法人福島県社会福祉協議会 老人福祉施設協議会施設部会いわき支部が必要に応じ協議し改正するものとする。

#### 附 則

- 1 この指針は、いわき市並びにいわき市特別養護老人ホーム連絡協議会が定め、平成15年4月22日から実施する。ただし、本指針による入所者の決定の運用は、平成15年6月1日から適用する。
- 2 施設は、現に入所申込を受けている入所申込者について、本指針の趣旨を説明し、再申込みの意志がある場合は、入所申込書の提出を得るものとする。ただし、この場合の処理は、入所申込書の右上欄に「再申込」と表示するものとする。  
これらの入所の決定は、本指針を準用し、平成15年6月1日までに個別状況調査一覧表を調製するものとする。

#### 附 則

- 1 この指針は、いわき市並びにいわき市特別養護老人ホーム連絡協議会が定め、平成20年4月1日から実施する。ただし、本指針による入所者の決定の運用は、平成20年6月1日から適用する。
- 2 施設は、現に入所申込を受けている入所申込者について、本指針の説明を行い、再申込みの意思がある場合は、入所申込書の提出を得るものとする。ただし、この場合の処理は、入所申込書の右上欄に「再申込」と表示するものとする。  
これらの入所の決定は、本指針を準用し、平成20年6月1日までに個別状況調査一覧表を調整するものとする。

#### 附 則

- 1 この指針は、いわき市並びに社会福祉法人福島県社会福祉協議会老人福祉施設協議会施設部会いわき支部が定め、平成27年3月11日から実施する。ただし、本指針による入所者の決定の運用は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 施設は、現に入所申込みを受けている入所申込者について、本指針の説明を行うものとする。また、特例入所の事由がある場合は再度の入所申込書の提出を得るものとし、特例入所の事由がない場合は取下げたものとみなす。